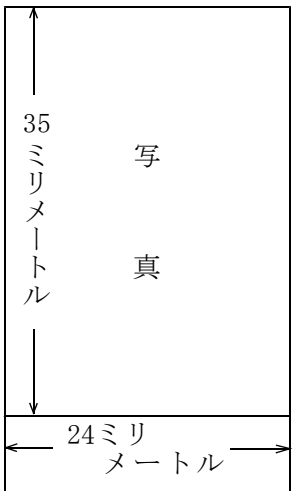
第１号の４の５様式（第12条の２の41関係）

（表）

第　　号

立　入　検　査　証



下記の者は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第９条の18第１項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

官　職

氏　名

年　　月　　日生

海上保安庁長官

印

年　　月　　日　発　　行

管区海上保安本部長

年　　月　　日　まで有効

6センチメートル

9センチメートル

（裏）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律抜粋

（報告及び検査）

第九条の十八　海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録確認機関に対し、確認業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録確認機関の事務所その他の事業場に立ち入り、確認業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第五十八条の二

３　第九条の十八第一項又は第四十二項の二十五第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。